

3 農地耕作条件改善事業

【29,832(23,562)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地集積推進型（新規）（農地集積・集約化の推進を図る場合）

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施。事業工種は「2. 地域内農地集積型」の定率助成に準ずるが、単独実施は区画整理、農地造成、暗渠排水のみ可能。

○集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%（国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担））

2. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

○定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援 等

3. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

「2. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

(1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等

(2) 事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）、総事業費は10億円未満

(3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）

(4) 農地中間管理機構との連携概要を策定

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：1. について、都道府県

2. 及び3. について、農地中間管理機構、都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。**
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。**

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等^(※1)
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型（新規）》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

- ①機動的な基盤整備：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
- ②集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、**1ha（中山間等は0.5ha）以上の連坦化した農地**であること
- 総事業費が**1,000万円以上の都道府県営事業**であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への**農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積**され、また、②担い手への**農地集団化率が向上し、概ね8割以上**となること

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成^(※2)

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成^(※2)

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！